

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

2005年に「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。

この法律に基づき、当社も働き方を見直すことにより、ワークライフバランスをめざし次の行動計画を策定しております。

計画期間 2023年4月1日～2025年3月31日

計画内容

[目標1]

- ・男性の育児休業を促進するための対策を実施する。(24/3まで)

[目標2]

- ・希望する社員に対して勤務地の限定制度を導入する。(24/3まで)

[目標3]

- ・年次有給休暇の取得促進のための対策を実施する。(25/3まで)

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

2022年4月1日に改正施行された「女性活躍推進法」により、常時雇用する労働者数が101人以上の事業主に対して、女性の活躍に関する行動計画の策定・情報公開が義務化されました。

この法律に基づき、当社は次の行動計画を策定しております。

計画期間 2024年4月1日～2026年3月31日

目標 : 以下の取組を行い、2年後には経営会議に出席する女性社員を2名以上にする

[取組1] 女性管理職研修の実施

- ・管理職研修を年5回実施する
- ・候補社員およびその上司を対象としたキャリアプランに関する面談の実施

[取組2] 働きやすい環境整備

- ・男性育児休業の取得推進
- ・ハラスメント研修の実施、および周知、啓発の実施